

第3回北広島市安全で安心なまちづくりを考える市民会議 会議概要	
日 時	平成20年5月30日(金) 午後2時~午後3時30分
場 所	中央会館集会室
出席者	嶋影委員(防犯協会連合会) 山根委員(暴力追放運動推進協議会) 大川委員(自治連合会) 佐藤委員(北広島商工会) 吉川委員(PTA連合会) 大久保委員(北海道厚別警察署北広島交番) 川島委員(社会福祉協議会) 麻生委員(大曲青色灯車防犯パトロール隊) 浅香委員(東部南地区防犯パトロール隊) 欠席: 斎藤委員
	事務局(4名)
	傍聴者
会議次第	1 開会 2 第2回議事録概要確認 3 説明及び協議事項 (1) 条例の素案について 4 その他 (1) 次回の会議日程の確認 5 閉会
配布資料	・第3回市民会議レジュメ ・第2回市民会議議事録概要 ・ホームページ掲載資料

■ 会議の概要

1. 開会

(座長)

本日はお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。
今回は3回目に当たり、この条例を是非、実現させたいということで続けていきたいと思
います。それではお手元の資料の確認をさせていただきますので、事務局の方、よろしくお
願いします。

- ・事務局から配布資料の確認を行った。

2. 第2回議事録概要確認

(事務局)

お手元に第2回市民会議議事録を配布させていただいております。時間の関係がありま
すので読み上げませんが、来月4日までに目を通していただきまして、訂正がある場合に
はご連絡をいただきたいと思います。

なお、第1回の議事録につきましては、訂正の連絡がありませんでしたので、近日中に
ホームページの方に掲載させていただきます。

3. 説明及び協議事項

(1) 条例の素案について

- ・座長が進行を務める。

(座長)

今日は事務局より、条例の各条項案について説明を受け、次回の市民会議で細部につ
いて協議をしてみたいと考えております、よろしく願いします。

それでは、①の条例の構成について、事務局よりご説明をお願いいたします。

- ・条例の構成について説明。

(座長)

只今事務局より条例の構成についてご説明がありました。質問や意見については、最後
に一括して受けたいと思います。それでは、続いて②の条例の内容について事務局にご説
明をお願いいたします。

- ・条例の内容について説明。

(座長)

それでは、続いて③の条例名について説明を願います。

- ・条例名について説明。

(座長)

只今の事務局の条例名についてのご説明がありましたが、この条例名につきまして、次
回の市民会議で各条項が決定した後に最終決定したいと考えておりますので、次回まで
に皆さんに考えてきていただきたいと思います。

今まで事務局から条例の素案、条例名について色々な説明がありましたが、この後は説明された内容について、質問や意見交換をしたいと思います。前回と同じく、順番に言っていっていただきたいと思います。今日はA委員からお願いします。

(A委員)

相対的にはこういった内容でいいと思います。

それから以前話に出ていたのですが、第12条の「自主的な地域活動に対する支援」の解釈の2番目に「必要な支援」ということがあります。その中の「警察による防犯に関する技能・技術面からの支援」という部分をもう少し詳しくお願いします。

(事務局)

例えば警察の方に来ていただきまして、振り込め詐欺などの現状を交えての、防犯に対する研修会や講習会を実施したり、技術面ということに関しては、事件に遭遇した時の対処方法といったことを、警察の方のご指導をいただきながら、実践していただく、ということも考えております。

(A委員)

それはそれで結構だと思うのですが、以前「皆さんが自主的にパトロールされて、犯罪の発生率が非常に下がってきた」というお話がありました。ただ、いつまでもそういった自主的なパトロールだけでよろしいのでしょうか。そういった活動をされる人達に、パトロールの車とは言わないまでも、燃料費をある程度支援していく、という内容が入っているといいと思います。

というのも、今これだけ石油の価格が高騰しているの、非常に経済的に大変な部分もあると思われま。原油の価格が来年か再来年には200ドルをオーバーするのではないかとニュースウィークで読んだのですが、それに加えて「原油価格が200ドルを超えると生活の体系が大きく変わるだろう」というような指摘がされておりますから、いつまでも自主的なことだけで全てが賄われるというのは、何とかならないかと思ひます。

(事務局)

今のお話はそのとおりなのですが、「財政的に援助する」と明確な形で条例の中に標記することは難しいと考えています。しかし、我々としては第12条の「必要な援助」の中に財政的な援助も含まれるもの、と解釈しております。

(座長)

では、次はB委員。

(B委員)

第12条の解釈に「自主的な安全で安心なまちづくりに関する活動とは」とあり、先ほどの説明で具体的に「青色回転灯パトロール等の活動」としていたのですが、2人や3人くらいで活動をしているそういう団体も含めて該当するのか、それとも登録されている団体だけが対象になるのか、その辺はどうでしょうか。

(事務局)

この条例制定後、それに伴って要綱等色々な物が確立されていく、ということで、その中で「団体としての認定はこうです」というものが入って初めて、支援や色々なことに結びついていく、と考えています。

(座長)

それでは、次はC委員、何かありますか。

(C委員)

まず、この条例は理念規程のような形で作られており、具体的なものはこれから検討されるのですが、いずれにしても、やはり「自主的に・市民ベースでの安全安心なまちづくり」ということでこの条例が作られていると思うのですが、一般市民の受け止め方と

しては、防犯や安全・安心という問題になると、「警察」ということが最初に頭に出てくるのではないかと、思います。その割には、非常に警察との関係が希薄というか、条例を見ても、第12条の中の「警察による防犯に関する」という言葉と、第8条の「推進体制の整備」の役員の中の「厚別警察署北広島交番所長」、この2つしか入っていません。市が主体性を持って、安全安心のまちづくりということを条例の中で謳っているのですが、警察との協力関係が弱い、という全体の印象です。従って、第4条の解釈に「関係行政機関」とあり、ここに「国、北海道、近隣市」と書いているのですが、この中に「警察」は含まれるのかどうか。いずれにしても、防犯、あるいは安全・安心に関する条例にしては、警察との関係が希薄ではないかという印象があるのですが、これは私の受け止め違いかどうか、というのが1つ。

それからもう1つ、他都市の条例に書いているのかもしれませんが、第1条の「滞在できる社会の実現」という部分です。これは市民だけではなく、旅行者や仕事で一時的に市に立ち寄った、そういった方のことを念頭において、全ての人を網羅している、という感じはあるのですが、少し違和感があります。熱海市等の観光都市が、地方から遊びに来た人たちが安心して遊べるように、というならわかりますが、北広島市はどちらかという観光等で滞在される方は少ないです。ですから、「市民等」というように括って表現するようなことも、これから条例を具体的に作るときに、思慮されたらどうか、以上の2点です。

(事務局)

1点目ですが、確かに警察という文言では出てきませんから、表面的に見ると「警察はどこに行ったんだ」という話にもなりかねませんので、こちらの方でどのような工夫ができるか、再度検討させていただきます。

それから2点目ですが、全ての方を対象にしたい、という思いを込めてこの言葉を使ったのですが、C委員が指摘したとおり、確かに違和感がございますので、この辺も工夫させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(座長)

はい、次はD委員、何かありますか。

(D委員)

この条例は第1条から第13条までありますが、その中でも第3条について、これを基本に市民に広めていったらいいのではないかと思います。これが一番市民につたわりやすい言葉かと思えます。

(座長)

はい、それでは次は向かいのE委員。

(E委員)

私は現時点ではそんなに住みづらいまちではない、という考えでいます。今後のために安全で安心なまちづくり、ということでこの資料ができているのですが、「これからこんなに住みづらくなるの」と逆に不安を感じるようなイメージを受けました。

それで、素晴らしい素案が出来たと感心しています。ただ、先ほどA委員が言っておられました第12条について、人的支援は行なうけれども、財政的支援はないのか、と思ったのですが、事務局からの説明では、一部支援の中に含まれるものとの解釈なので一安心しました。以上です。

(座長)

はい、ありがとうございます。続いて、F委員、どうですか。

(F委員)

先ほど警察の話が出ていましたが、第4条の関係行政機関の中に「北海道警察」と明示

してもらった方がいい、というのが1点です。

それと、第8条の「市民推進会議」の構成の関係で、この中に北広島交番所長を入れていただけるのは個人的にも大変嬉しいのですが、やはり厚別警察署長の方がいいのではないかと感じました。

(座長)

はい。次、G委員どうですか。

(G委員)

流れとしてはいいと思います。第10条に教育の部分まで入っているのですが、今まで、我々も色々努力はしていますが、それが日常生活にきちんと結びついているか、ということと中々微妙な部分があります。こういう条例は出てみないとわからないので、非常に抽象的と言ったら変ですが、流れとしてはこれでいいのではないかと、思います。

(座長)

はい。H委員、どうですか。

(H委員)

内容は立派ですが、これを実現するには、やはり一般市民の理解と協力は欠くことのできないものだと思います。私も今まで防犯協会として、やはり地域の安全を願って努力していますが、この町内会・自治会の理解を得るのがいかに難しいか、ということを感じております。

この中で「安全で安心なまちづくり」は「地域の安全は自ら守る、また自分の安全は自分で守る」が原則です。

それで、第5条「市民の役割」の中に具体的には「ピッキングに強い鍵への交換」「割れにくい防犯ガラスへの取替え」「開けられにくくするためドアに補助錠をつける」など、色々金銭的負担になることも出てきています。先ほど申し上げましたように、今の住民は非常に権利意識が高く、自分達の権利を主張するが他の団体の活動には批判的、というのが現状です。ですから内容は非常に素晴らしいのですが、これを一般市民に理解・協力させる方法としてはどのようなものがあるか、私は非常に関心があるのですが。

(座長)

事務局の方からその点について、お願いします。

(事務局)

まず「パブリックコメント」を行い、広報で市民に対して広く意見を求めます。その後、議会に提案し、施行は一応2月1日の予定となっておりますが、その施行に伴いまして、広報で再度周知したいと考えています。

(C委員)

今のH委員のお話は尤もだと思います。条例そのものは非常に立派で、申し分ないです。それで、市民自身が自主的に防犯問題に関心を持ち、「自らの体は自らで守ろう、自らの財産は自らで守ろう」ということを意識付けるという意味では非常に大切な条例なのですが、本当にそれだけで市民の方に理解していただけるかどうか、甚だ私は疑問に思っています。

要するに、先ほど警察の関係で申し上げましたが、当然警察の方のご指導がなければ、市民だけでは中々効率の良い防犯活動は出来ない。現実の問題としては、自治会組織はあるのですが、防犯協会はあるようでないようで、防犯活動は末端の市民までには浸透していない、というのが現実の姿です。安全安心のまちづくりということで条例を作られているのですが、実際には犯罪が起きるとまず市の方に電話するというよりも110番、交番に電話するだろう、と思うくらい、やはり防犯と警察の関係は市民の間では避けて通れない部分だと思います。市民の意識もまさにそうだと思います。ですから、そういったことも念頭において、条例を作られてはいかがでしょうか。

要するに、市民は何を一番知りたがっているかということ、例えば団地について言いますと、昔交番の方が「交番だより」というものを作ってくれて、それで町内会に配ってくれていました。

(F委員)

いや、今もやっています。

(C委員)

そうですか。団地には来ていないです。

(座長)

確かに今は全くこなくなりました。何回も言っはいるのですが。

(C委員)

今は来ていないです。2・3年前はあったのですが。

(座長)

やはり、あれは住民に理解してもらえる非常にいい書類ですね。

(C委員)

ですから、そのくらい防犯といえば警察、というイメージがあるものですから、そういった意味で、この条例はちょっと理想過ぎてしまっているのではないかという印象を受けました。H委員の言うとおりでと思います。

(事務局)

ちょっとよろしいでしょうか。第8条に「推進体制の整備」というものがありますが、今現在この推進体制に類しているのは、各連合自治会等53の団体が「北広島市交通安全運動推進委員会」というものを作っていて、当然警察も連携しながら、地域の交通安全、そして地域で1件も事故を起こさないための活動をしています。ですから、条例ができたらそのまま終わるのではなくて、第8条の「推進体制」を構築して、これが市民の皆さんの1軒1軒まで「自分の安全は自分で守るんだよ」と認識していただけるような形を取って、そこから防犯に対する環境整備をしていきたい、と考えております。ですから「(仮称)北広島市防犯対策市民会議」を「交通安全運動推進委員会」のような大きな組織にして、それが年に1回総会を開いて、活動報告や今年の活動はこうしようと決めながら、前へと進んでいきたい、という思いが込められていることをご理解ください。

(B委員)

私は「交通安全」と「防犯」とを市民は切り離して考えられない、ということを持論の中で言っています。ですから、今回「交通安全」がこの条例の中に加わっていないということは、「北広島市交通安全条例」というものがあるから敢えて触れていないのか、いずれ両者の整合性をとっていかないといけないのではないか、という気がしています。地域住民の方も考え方は色々あると思いますが、私は「安全」ということは警察に丸投げしてきたというきらいが確かにあります。

ですから「それを住民に少しでも意識付ける」というのがこの安心・安全条例の範疇だろうと考えますが、段々住民が、そういうことに対して目を向けていって「面」という形を北広島全体で作るために、こういう条例を意識付け、どこかで市民の皆さんに気づきを与えないと、「面」には行き着かないと私は思います。

先ほどC委員も言っていました、確かに警察についてはこの条例に載っていないのですが、私は意図的に、「警察」ということを多少意識させようという意味があつて外しているのではないかと感じています。従いまして、交通と我々地域住民が行なう防犯は、やはりどこかで整合性を取らなければならないと思うのですが、それについては今事務局がおっしゃっていた考えでいいわけですね。

(事務局)

はい、そうですね。市民を巻き込んで防犯を促進させるためには、今交通安全推進協議会でやっているような組織体制をまず構築していく、という意味合いでございます。

(B委員)

そうすると、それはどこかで整合性が取れますか。交通安全条例と今作っている北広島市安全安心条例では、どこかで市民が見た時に、「これは合わせて考えなければならないな」というようなものになるのでしょうか。

(事務局)

あくまでも交通は交通、防犯は防犯という形であることは間違い無いです。合わせるということは現段階では考えておりませんが、市民の安全安心という意味では、同じプロセスになっていくという気はいたします。

(C委員)

ネーミングは次回の市民会議でやるということになっていますが、「交通は含まれずあくまでも防犯」ということになると、普通安全・安心というと、防犯だけではなくて、交通も入って安全・安心な暮らしができる、ということだと思うのでネーミングが非常に難しい、と思います。

要するに、防犯だけの安全安心条例だとすると、市民の皆さんに誤解を与えないように、これは防犯版で、もう既に交通版がある、ということですから、非常にネーミングが難しいです。

(B委員)

この道内の制定地域と条例名のところを見ると、苫小牧等は「交通」が入っていますね。

(G委員)

あまり条例が一杯あっても良くないので、交通と防犯の一本化でもかまわないですよ。

(事務局)

前回説明しましたが、北広島市には平成15年に「交通安全条例」という条例が出来ました。そして、その時に防犯が置き去りになったという感じはします。

例えば千歳・苫小牧・伊達・旭川は「防犯」と「交通」という表現が両方入っていますが、これらの自治体は、交通の部分を作っていなかったもので、合体させる形で防犯・交通となったためパターンの際には非常にいいのですが、北広島市の場合には、平成15年に皆様方の大変な苦勞があってこの条例が出来、「交通は交通の歴史がある、ここで改めて防犯としての歴史を構築していこう」という考えが今回の条例ということでご理解をいただきたいと思います。

(G委員)

少し聞きたいのですが、先般いただいた、全国の条例があります。道内では平成9年の江別が古く、条例を作ってもう10年以上になるのですが、条例によって何か非常に素晴らしい市民の効用があったというようなお話は聞いていますか。

(事務局)

千歳と江別に確認したのですが、江別の「生活安全条例」は、ちょうど10年前、色々な事件が起き、道警に生活安全課ができたのもこの頃だと思いますが、道警の肝煎りで北海道の各自治体が「生活安全条例」というものを理念的に作ったのです。当時制定された条例には「教育」や「啓発」といった表現は一切入っておりません。今は、やはり「地域の安全」ということで、常日頃の啓発や教育に力を入れておりますので、昨年の北海道が作った表現の中に「啓発」「行動を示す」、そして「推進体制」といった表現で、現実にマッチした形に持ってきています。平成10年頃制定された条例については、「気をつけましょう」という表現で終わっているということです。此の度制定しようとする条例も理念条例ですが、さらに次のステップに進めるようなものになってきていると思います。当然先ほ

ど言ったように、我々もこの条例を受けて「支援とはこういうものだ」「推進体制とはこういう形で更に個別に要綱等を整備して確立をしていく」という意図がこめられていると感じます。ですから、比較するのはどうかと思いますが、他の従前の条例と比べると相当充実しておりますし、これから先も充実して行かなければと思っております。

(座長)

ありがとうございます。色々と皆さんのご意見が出たようですが、これを参考にして、また今度の会議に続けていきたいと思っております。

(A委員)

先ほど私が1回目に申し上げた、交通安全との関係について、全く切り離してしまっているのか、というのが皆さんの考えだと思うのですが、この第8条「推進体制の整備」の中に何らかの文言を入れたり「整備と協力」と変えたりして、何とかして入れられないか、というのが率直な考えです。極論ですが、このままだと車の関係の犯罪があっても「あれは交通安全の関係だから我々は関係ない」ということになってしまいます。何とか入れられないか、と思います。

(事務局)

委員の中にF委員がおられますので、例えばこの交通や防犯を警察行政から見た場合に、この辺りの考え方はどうなのか、とお聞きしたいと思っております。

(F委員)

今お話を聞いていて、こういう条例を作るということが、表現を悪くすれば「警察が、警察本来の仕事を一般の方に押し付ける」と受け取られてしまうのではないかと感じますが、本来、警察の業務は他のところで肩代わりできる業務ではありませんので、この条例が出来たからといって、警察の業務を全くやめるわけではありません。この条例ができたからといって110番や警察への届出が市役所等に行くものでもありません。

それで、あくまでも警察が期待しているのは、今盛んになっている「青色回転灯パトロール」、これは住民の方が考えて、実態としてできて、段々広まって、ということで、このように、警察本来の業務の他にも市民団体が考えたものを積極的にやってくだされれば、やはり防犯に大きな効果があるのではないかと、思いますので、行政的な立場からも根拠を与えて、盛んになってくれれば治安の維持に役立つのではないかと、考えております。

ただ、実態としては交通安全の市民活動と防犯の市民活動とは歴史も違いますし、実態がかなり極端に違うのではないかと、思います。それで、現実の防犯については、警察では生活安全課が中心になって生活安全運動や職場に対する防犯指導等を行なっているのですが、どちらかといえば警察主導でそういう防犯指導を行なってきたのが実態です。ですから、今急に同じラインに並べて交通と防犯をやるのは少し難しいのではないかと、いう気がしております。

(事務局)

ありがとうございます。

(B委員)

青色回転灯をつけて走っていると、追い越していったり、色々なことをする人がいます。そういう人を見た時、生活安全課に連絡しても「それは交通の方だ」という話になるし、交通の方に青色回転灯を持ってご相談申し上げても「いや、それは生活安全課だ」ということで、今の立場が分からなくなります。やっている本人達も、交通安全と防犯を一緒に考えていて、法定速度を絶対守ってもらわないと事故が起きるので、これで毎朝走っているわけですが、狭いところで平気で追い越されて、それに対して通報する権限も何もないということになると、段々やる気がなくなってきて、馬鹿にされた感じになってくるので、どこかに整合性があった方がいいのではないかと、思います。

(F委員)

警察内部でも、縦割りでやっていてそういう行政的なことが総合されていないという部分が確かにあると思います。

(座長)

空き巣にしろスリにしろ、色々な事件が全部防犯にかかりますが、交通は本当に交通一本です。ですから、警察がごちゃ混ぜにすれば大変なものになるのではないかと思います。ですから、交通は交通で、防犯は防犯で、暴力は暴力で、ちゃんと警察の方でも1課2課として独立しているわけですから、あまりごちゃ混ぜにするよりも、独立させた方がいいのではないかと思います。防犯の仕事は交通よりずっと広くて多いと私は思います。本当にちょっと女の子に触ってもこれも引っかけ、これも防犯の関係です。やはり国民が安心して安全で生活していきたい、ということから言えば、私は交通よりも防犯が大事だと思います。交通は先にできているのだから、もうこれにはあまりこだわらないで、防犯は防犯でこの会議を進めていきたいと思うのですが、どうでしょうか。皆さんの言うことは良く分かりました。

(座長)

F委員がおいでになっているので、この場を借りて申し上げたいと思います。

昔は「交番だより」を出してくれていたのですが、いつの間にかストップしてしまって、皆さんの話を聞いていると非常にためになるということなので、是非続けてほしいと要望しています。署に聞けば「やっています」と言いますし。月遅れになって意味がない、ということもあるかもしれませんが、参考にもなることなので、この「交番だより」を再発行メ欲しいと思います。

(F委員)

私も各家庭までいかないということを聞いて不思議に思っているのですが、交番で作っています。署内でコンクールもやっています、優秀なものには署長から賞が出るのですが、それが各家庭まで行っていないということですね。

(H委員)

今、「地域安全ニュース」というものは出ています。「地域安全ニュース」と「交番だより」の2つがあって、以前は防犯協会に「これを配ってくれ」ということで一括して配布されていたのですが、それを配ったら莫大な通信費がかかります。ですから、各交番の受け持ち員が、各町内会・自治会の会長さんのところへ必要枚数を持って行って「これを回覧してください」ということにすればどうですか、ということで、これも相当以前の話ですが、了解されました。ところがそれが実行されていないのが現状です。会長さんに班の数だけ持っていけば回覧してくれますので。

(座長)

それでは、そろそろお話を終わりにしたいと思います。

4. その他

(1) 次回の会議日程の確認

(事務局)

それでは、次回の開催日程につきましては、6月6日金曜日の14時から、この中央会館2階学習室で行ないますので、毎回毎回場所が変わってしまって申し訳ないのですが、よろしくをお願いします。

また、本日ご説明させていただきました条例の素案について、条項ごとに最終的な内容を確認したいと考えております。また、条例名につきましても、先ほどご提案させていた

だきましたけれども、次回に決定したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(座長)

それでは、他に何か質問がなければ、これで終わりにしたいと思います。大変長時間に渡ってご熱心な意見をいただきましてありがとうございました。これをもって終わりたいと思います。どうも、本日はありがとうございました。

5. 閉会